

減算

減算名称	単位数	減算額	備考
特定事業所集中減算	-200	-2,210円/月	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中した場合(指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着通所介護・指定福祉用具貸与)
運営基準減算	基本単位数の50%に減算	基本単位数による	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合。運営基準減算が2ヶ月以上継続している場合は算定しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1%	基本単位数による	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未実施減算	-1%	基本単位数による	業務継続計画が未策定の場合
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	×95%	基本単位数による	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に居宅介護支援を行う場合

※料金の算出方法: 単位数(介護報酬公告額) × 地域加算 三鷹市の場合: 11.05円/1単位